



見本(2016年版より)

パソコン、タブレット・スマートフォンで
閲覧可能(ストリーミング形式)

便利な機能

- 目次からのリンクによるジャンプ
- 各頁の上部中央には目次の該当頁へ戻るリンクを設定
- 全文検索機能付き

ご購入者限定 本書の電子書籍版が無料でご覧いただけます!
(平成31年3月31日まで)

建築消防advice

編集 / 建築消防実務研究会

2017

44-1 消防用設備等 消防機関へ火災報知設備通報する

設置基準		令23	
令列表第1項目	防火対象物(くわしくは⇒13-1~3)	下記条件の場合設置(延面積㎡)以上	緩和
(1)	イ● 劇場等 ロ● 集会場等	500	
(2)	イ● キャバレー等 ロ● 遊技場等 ハ● 性風俗関連特殊営業店舗等 ニ● カラオケボックス等	500	(設置免除される場合)
(3)	イ● 料理店等 ロ● 飲食店		
(4)	● 百貨店等		
(5)	イ● 旅館等 ロ● 共同住宅等		
(6)	イ● (1)避難のために患者の介助が必要な病院 (2)避難のために患者の介助が必要な有床診療所 (3)病院(1)を除く、有床診療所(2)を除く、有床助産所 (4)無床診療所、無床助産所 ロ● 老人短期入所施設等 ハ● 老人デイサービスセンター等 ニ● 特別支援学校等		
(7)	● 学校等		
(8)	● 図書館等		
(9)	イ● 蒸気浴場等 ロ● 一般浴場		
(10)	● 車両停車場		
(11)	● 神社等		
(12)	イ● 工場等 ロ● スタジオ等		
(13)	イ● 車庫等 ロ● 特殊格納庫		
(14)	● 倉庫		
(15)	● 前各項以外		
(16)	イ● 特定用途の存する複合イ以外の複合用途		
(16の2)	● 地下街		
(16の3)	● 準地下街		

組見本

[B5判縮小]

49-7 消防用設備等 排煙設備

advice					
(ただし、2以上の防煙区画を受け持つ排煙機では最大区画床面積1㎡につき2㎡以上)					
5. 高さ31mを超える建築物又は各構えの床面積の合計が1,000㎡を超える地下街の排煙制御は、中央管理室で行うこと。					
6. この外各種の告示で細部基準が定められている。					
一般構造基準 (S. 45建告1829)、地下街に関するもの (S. 44建告1730)					
特別避難階段の階段室又は付室について (H. 28国交通告696)					
非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーについて (H. 28国交通告697)					
緩和関係には (H. 12建告1436)					
排煙方式	基本的条文	左記の関係ある条文及び告示等			
自然排煙方式	①一定の建築物の居室部分等に設ける排煙設備 (建令126の2-1-1)	建築物の居室部分等に自然排煙方式の排煙設備の設置基準 (建令126-3)			
	②特別避難階段の階段室又は付室に設ける排煙設備 (建令123-3-2)	特別避難階段の階段室又は付室の構造方法 (H. 28国交通告696)			
	③非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙設備 (建令129の13の3-13)	非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーの構造方法 (H. 28国交通告697)			
	④地下街の地下道に設ける排煙設備 (建令128の3-1-6)	地下道に自然排煙方式の排煙設備を設置する際の構造方法 (S. 44建告1730)			
機械排煙方式	⑤上記①~④共通 (建令126の3)のほか上記各条項	排煙設備の構造方法 (S. 45建告1829)のほか、上記各告示による。			
排煙方式	特別避難階段	非常用エレベーター乗降ロビー	付室兼用ロビー		
自然排煙方式	給気口	付近1㎡以上	1㎡以上	1.5㎡以上	
	給気風道断面	2	2	3	
	排煙口の開口面積	4	4	6	
	排煙風道断面積	6	6	9	
	材質	排煙口、排煙風道、給気口、給気風道その他排煙時に煙に接する排煙設備の部分は可燃材料でつくる。			
	排煙口の自動開放装置	手で操作する部分は、壁面の床面から0.8m以上1.5m以下に設ける使用方法を示す標識を設ける。			
	排煙口の高さ	天井又は壁の上部(注:天井高さの1/2以上の部分)下端の高さを基準とする。			
					H. 28国交通告696
					H. 28国交通告697

主な改正概要

告示が改正され、特別避難階段の付室及び非常用エレベーターの乗降ロビーの構造方法が見直されたことに伴い、所要の補正を行うとともに、行政実例の追加等を行いました。

B5判・総頁698頁
本体価格 4,900円+税 送料実費

☎0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

ホームページ <http://www.sn-hoki.co.jp>

新日本法規 Web で 検索

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



掲載内容

A 基礎知識

- 消防法の概要
- 火災の予防
- 防火対象物
- 準地下街
- 無窓階
- 消防用設備等
- 消防用設備等の設置単位

B 基本計画

- 消防用設備等の基準
- 消防用設備等の性能規定化
- 消防用設備等

C 消防用設備等

- 消火器
- 屋内消火栓設備
- スプリンクラー設備
- 水噴霧消火設備
- 泡消火設備
- 不活性ガス消火設備
- ハロゲン化物消火設備
- 粉末消火設備
- 屋外消火栓設備

- 動力消防ポンプ設備
- 自動火災報知設備
- ガス漏れ火災警報設備
- 漏電火災警報器
- 消防機関へ通報する火災報知設備
- 非常警報器具・設備
- 避難器具
- 誘導灯・誘導標識
- 消防用水
- 排煙設備
- 連結散水設備
- 連結送水管
- 非常コンセント設備
- 無線通信補助設備
- 総合操作盤
- パッケージ型消火設備
- パッケージ型自動消火設備
- 加圧防排煙設備
- 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を

- 有する消防の用に供する設備等
- 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
- 複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
- 特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
- 消防設備に関連する設備

D 危険物

- 危険物概要
- 製造所
- 屋内貯蔵所
- 給油取扱所
- 消火設備

E その他

- 火災予防措置
- 工事中の安全対策
- 申請・届出・検査
- 消防設備の点検
- 防火対象物点検報告制度・防災管理点検報告制度
- 融資制度

F チェックリスト

- 建物用途別設置基準

G 特例

- 特殊な条件下での消防用設備等の設置
- 令32条によるもの
- 既存防火対象物
- 社会福祉施設等
- 既存の物品販売店舗等

H 附録

- 消防用機器の取扱い
- 区画貫通できる管類

新日本法規出版株式会社

本社 総務部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
 東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
 札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
 大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内野町2丁目1番12号
 広島支社 〒730-8558 広島市中区橋本町3番22号
 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
 (2017.2)1437Q

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。